

「TOMO～NI」会員規約 新旧対照表

改定前 (2020年10月20日付)	改定後 (2023年3月11日付)
<p>第1条(目的)</p> <p>「TOMO～NI」会員規約は、当社が、本規約第2条(4)に定める会員に対し、本規約第2条(1)本施設内を、<u>執務スペース</u>や会員相互の交流の場などとして、ご利用頂くにあたり遵守いただく事項を定めることを目的とします。</p>	<p>第1条(目的)</p> <p>「TOMO～NI」会員規約は、当社が、本規約第2条(4)に定める会員に対し、本規約第2条(1)本施設内を、<u>多目的スペース</u>や会員相互の交流の場などとして、ご利用頂くにあたり遵守いただく事項を定めることを目的とします。</p>
<p>第2条(定義)</p> <p>本規約における用語の定義は、以下のとおりとします。</p> <p>(1)本施設：西三荘スクエア内「TOMO～NI」施設(<u>西棟コワーキングスペース、西棟会議室、北棟多目的スペース、北棟多目的スペース、北棟デジタルFABスペース</u>)。</p> <p>(2)本サービス：本施設において当社が提供するすべてのサービス。</p> <p>(3)本サイト：当社が運営する会員サイト(https://members.tomo-ni.com/index-login)。</p> <p>(4)会員：本サービスを利用するために会員登録をおこなった個人。</p> <p>(5)利用契約：本規約に基づき当社と会員との間で成立する契約。</p>	<p>第2条(定義)</p> <p>本規約における用語の定義は、以下のとおりとします。</p> <p>(1)本施設：西三荘スクエア内「TOMO～NI」施設(<u>北棟多目的スペース、北棟デジタルFABスペース</u>)。</p> <p>(2)本サービス：本施設において当社が提供するすべてのサービス。</p> <p>(3)本サイト：当社が運営する会員サイト(https://members.tomo-ni.com/index-login)。</p> <p>(4)会員：本サービスを利用するために会員登録をおこなった個人。</p> <p>(5)利用契約：本規約に基づき当社と会員との間で成立する契約。</p>
<p><u>第5条(会員種別の変更)</u></p> <p><u>会員種別を変更する場合は、当社所定の変更手続きを行っていただき、会員登録時の入会金支払額との差額分に相当する金額をお支払いください。なお、毎月20日までに変更手続きを行っていただきま</u> <u>したら、翌月から新しい会員種別への変更となります。</u></p> <p><u>2. 個人会員から法人会員への変更、または法人会員から個人会員への変更はできません。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第6条(利用者)</p> <p>本サービスの利用者は、<u>個人会員が使用者である場合はその従業員、法人会員の場合はその役職員または従業員等を含むものとします。</u></p> <p><u>2. 当社は前項以外に、</u>会員の利用時毎に別途当社が定める人数の範囲内での同伴者利用を認めるものとします。</p>	<p>第5条(利用者)</p> <p>本サービスの利用者は、<u>個人会員本人のほか、</u>会員の利用時毎に別途当社が定める人数の範囲内での同伴者利用を認めるものとします。</p>

第7条 (契約期間)	第6条 (契約期間)
<p>第8条 (料金・支払方法)</p> <p>本サービスに係る料金（以下「本サービス料金」といいます）は、<u>サービスごと、かつ会員種別ごとに</u>別途当社が定める本サービス料金表により定める金額（消費税等別）とします。</p> <p>2. 利用者は本サービス料金について、当社所定の方法によって支払うものとします（支払にかかる費用は会員の負担）。</p> <p>3. 当社は、相当な期間を設けて本サービス料金を改定することができるものとします。</p> <p>4. 会員が本サービス料金、その他本規約に基づく金銭債務の支払いを遅延した場合、支払期日の翌日から支払の日までの日数に応じて、支払い遅延時における民法所定の法定利率で計算される金額を延滞利息として、本サービス利用その他の債務と一括して、当社が指定した日までに指定する方法で支払うものとします。</p>	<p>第7条 (料金・支払方法)</p> <p>本サービスに係る料金（以下「本サービス料金」といいます）は、<u>サービスごとに</u>別途当社が定める本サービス料金表により定める金額（消費税等別）とします。</p> <p>2. 利用者は本サービス料金について、当社所定の方法によって支払うものとします（支払にかかる費用は会員の負担）。</p> <p>3. 当社は、相当な期間を設けて本サービス料金を改定することができるものとします。</p> <p>4. 会員が本サービス料金、その他本規約に基づく金銭債務の支払いを遅延した場合、支払期日の翌日から支払の日までの日数に応じて、支払い遅延時における民法所定の法定利率で計算される金額を延滞利息として、本サービス利用その他の債務と一括して、当社が指定した日までに指定する方法で支払うものとします。</p>
<p>第9条 (退会)</p> <p>会員は、利用契約を解約する場合は、<u>当社所定の手続き従い、契約解約月の当月20日までに退会手続きを行うものとします。なお、契約解約日は解約月の末日といたします。</u></p> <p>2. 本条による解約の場合、当社は、既に受領した本サービス料金その他の債務の払い戻し等は一切行いません。また、会員は当該時点において発生している本サービス料金その他の債務を解約日までに弁済するものとします。</p>	<p>第8条 (退会)</p> <p>会員は、利用契約を解約する場合は、<u>当社所定の手続き従い、退会手続きを行うものとします。</u></p> <p>2. 本条による解約の場合、当社は、既に受領した本サービス料金その他の債務の払い戻し等は一切行いません。また、会員は当該時点において発生している本サービス料金その他の債務を解約日までに弁済するものとします。</p>
第10条 (アカウントの管理)	第9条 (アカウントの管理)
第11条 (利用制限等)	第10条 (利用制限等)
第12条 (機器およびデータの管理)	第11条 (機器およびデータの管理)
第13条 (禁止行為)	第12条 (禁止行為)
第14条 (中止、解約)	第13条 (中止、解約)
第15条 (本サービスの内容の変更)	第14条 (本サービスの内容の変更)
第16条 (本サービスの内容の停止・廃止)	第15条 (本サービスの内容の停止・廃止)
第17条 (知的財産)	第16条 (知的財産)
第18条 (会員情報の取り扱い)	第17条 (会員情報の取り扱い)
<p>第19条 (責任の制限)</p> <p>当社は、本サービスの利用に関して、次の各号に定める損害について、いかなる責任も負わないものと</p>	<p>第18条 (責任の制限)</p> <p>当社は、本サービスの利用に関して、次の各号に定める損害について、いかなる責任も負わないものと</p>

<p>します。</p> <p>(1)本サービス内容、名称、仕様の変更により発生した損害</p> <p>(2)本施設・本サービスにかかるシステム等の修理もしくは保守点検、風水害等の自然災害、並びに疫病の感染拡大防止対策による本サービスの停止により発生した損害</p> <p>(3)本施設におけるイベント実施のための本サービス利用制限により発生した損害</p> <p>(4)本サービスの利用に際し、会員と他の会員等、第三者との間に紛争が生じたことにより発生した損害</p> <p>2. 当社が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、当社が会員に対して負担する損害賠償責任の合計額は、<u>本サービス料金の1ヶ月分相当額</u>を限度とします。ただし、当社の故意または重過失により当該損害が発生した場合はこの限りではありません。</p>	<p>します。</p> <p>(1)本サービス内容、名称、仕様の変更により発生した損害</p> <p>(2)本施設・本サービスにかかるシステム等の修理もしくは保守点検、風水害等の自然災害、並びに疫病の感染拡大防止対策による本サービスの停止により発生した損害</p> <p>(3)本施設におけるイベント実施のための本サービス利用制限により発生した損害</p> <p>(4)本サービスの利用に際し、会員と他の会員等、第三者との間に紛争が生じたことにより発生した損害</p> <p>2. 当社が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、当社が会員に対して負担する損害賠償責任の合計額は、<u>直近1ヶ月分の本サービス料金相当額</u>を限度とします。ただし、当社の故意または重過失により当該損害が発生した場合はこの限りではありません。</p>
第 <u>20</u> 条（損害賠償責任）	第 <u>19</u> 条（損害賠償責任）
第 <u>21</u> 条（譲渡禁止）	第 <u>20</u> 条（譲渡禁止）
第 <u>22</u> 条（本規約の改定）	第 <u>21</u> 条（本規約の改定）
第 <u>23</u> 条（準拠法）	第 <u>22</u> 条（準拠法）
第 <u>24</u> 条（合意管轄）	第 <u>23</u> 条（合意管轄）

以 上